

A I ネットワーク社会推進会議 開催要綱（改）

平成 28 年 10 月
平成 29 年 10 月 改正
平成 30 年 10 月 改正
令和 5 年 3 月 改正
令和 7 年 10 月 改正

1 目的

平成 28 年に開催した「A I ネットワーク化検討会議」においては、A I ネットワーク化の進展を通じて目指すべき社会像（「智連社会」(WINS)）及びその基本理念とともに、A I の開発原則・指針の策定を含む今後の課題が整理された。同年のG7 香川・高松情報通信大臣会合においては、高市総務大臣（当時）から、A I の開発原則の策定に向け、OECD 等において国際的な議論を進めるよう提案が行われ、各国から賛同が得られた。

これらの成果が上がる中、社会全体におけるA I ネットワーク化の推進に向けた社会的・経済的・倫理的・法的課題に関する事項を総合的に検討することを目的とし、「A I ネットワーク化検討会議」は「A I ネットワーク社会推進会議」へと発展的に改組された。

これまで本推進会議においては、「国際的な議論のためのAI 開発ガイドライン案（A I 開発ガイドライン）」（平成 29 年 7 月）や「A I 利活用ガイドライン」（令和元年 8 月）のとりまとめ等を行ったほか、「A I に関する暫定的な論点整理」（令和 5 年 5 月 A I 戦略会議）を踏まえ、既存のガイドライン等の統合・アップデートを行い、「A I 事業者ガイドライン」の策定・更新等を行ってきた。

今後も、A I を巡る急激な変化等に対応していくため、A I に関する技術・サービス動向等を踏まえた「A I 事業者ガイドライン」やA I の社会実装の推進に向けた政策提言等に関する検討を行っていく。

2 名称

本会議は、「A I ネットワーク社会推進会議」と称する。

3 検討事項

- （1） 「A I 事業者ガイドライン」の更新等
- （2） A I の社会実装の推進とそれに向けた主に経済的な見地からの政策提言
- （3） （1）及び（2）に掲げる事項のほか、社会全体におけるA I ネットワーク化の推進に向けた社会的・経済的・倫理的・法的課題に関連する事項

4 構成及び運営

- （1） 本会議は、総務省国際戦略局長（以下「局長」という。）の会議として開催する。
- （2） 本会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- （3） 本会議に、局長があらかじめ指名する議長、副議長及び顧問を置く。
- （4） 議長は、本会議の会合を招集し、主宰する。
- （5） 副議長は、議長を補佐するほか、議長が不在のときは、議長に代わって本会議の会合を招集し、主宰する。

- (6) 顧問は、本会議における検討に関し、議長に助言する。
- (7) 議長は、必要があると認めるときは、構成員（議長、副議長及び顧問を除く。）のうちから幹事を指名することができる。
- (8) 幹事は、議長及び副議長を補佐する。
- (9) 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- (10) 議長は、必要があると認めるときは、本会議の下に分科会及び検討会を設けることができる。
- (11) 分科会の長、構成員及び運営については、議長が定めるところによる。
- (12) 検討会の座長、構成員及び運営については、議長が定めるところによる。
- (13) 検討会の座長は、必要があると認めるときは、検討会の下にワーキンググループを設けることができる。
- (14) ワーキンググループの主査、構成員及び運営については、検討会の座長が定めるところによる。
- (15) その他本会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

5 議事の公開

- (1) 本会議、分科会、検討会及びワーキンググループの会合は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると議長が認める場合その他議長が必要と認める場合には、非公開とする。
- (2) 本会議、分科会、検討会及びワーキンググループの会合において配付した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、資料を公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると議長が認める場合その他議長が必要と認める場合には、非公開とする。
- (3) 本会議、分科会、検討会及びワーキンググループの会合であって、非公開とするものについては、原則として、その終了後に、議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 開催時期

本会議は、平成 28 年 10 月から開催する。

7 庶務

本会議の庶務は、総務省 国際戦略局国際戦略課 A I 政策推進室が行う。